

平成19年第4回定例会 壱岐市議会 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成19年12月12日 午前10時00分開議

日程第1	議案第88号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第2	議案第89号	長崎県市町村土地開発公社の解散について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第3	議案第90号	武生水C辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第91号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第5	議案第92号	県立埋蔵文化財センター・(仮称)一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第93号	壱岐市民病院事業会計資本剰余金(その他資本剰余金)の取り崩しについて	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第7	議案第94号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	質疑、 予算特別委員会付託
日程第8	議案第95号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第96号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第10	議案第97号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第11	議案第98号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第99号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第100号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第101号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第102号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第103号	平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	認定第3号	平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑、 決算特別委員会付託
日程第18	認定第4号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第19	認定第5号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第20	認定第6号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第21	認定第7号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	認定第8号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第9号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	認定第10号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第11号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	認定第12号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	陳情第5号	原爆症認定証制度改善のための陳情	厚生常任委員会付託
日程第28	陳情第6号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情	総務文教常任委員会付託
日程第29	要請第2号	地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請	総務文教常任委員会付託
日程第30	報告第9号	平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	産業経済部長 説明 質疑なし、報告済
日程第31	議案第104号	芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更について	建設部長 説明、質疑 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君

15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	副市長 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長 .....			久田 賢一君
市民部長 .....	山本 善勝君	保健環境部長 .....	小山田省三君
産業経済部長 .....	西村 善明君	建設部長 .....	中原 康壽君
勝本支所長 .....	米本 実君	芦辺支所長 .....	山口浩太郎君
石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君	消防本部消防長 .....	山川 明君
教育次長 .....	久田 昭生君	病院管理部長 .....	山内 義夫君
総務課長 .....	堤 賢治君	財政課長 .....	牧山 清明君
代表監査委員 .....	永田 栄君		

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

田原議員から、遅刻の届け出がっております。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告します。本日、市長より追加議案2件の提出があり、受理しております。お手元に配付のとおりです。

また、本定例会開会日から本日までに要請1件を受理し、お手元にその写しを配付しております。

---

**日程第1. 議案第88号～日程第26. 認定第12号**

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第88号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第26、平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで26件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第88号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第88号についての質疑を終わります。

次に、議案第89号長崎縣市町村土地開発公社の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第89号についての質疑を終わります。

次に、議案第90号武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第90号についての質疑を終わります。

次に、議案第91号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第91号についての質疑を終わります。

次に、議案第92号県立埋蔵文化財センター（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで、議案第92号についての質疑を終わります。

次に、議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。25番、小園寛昭議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） 資本剰余金の取り崩しについての第93号の議案について質問いたします。

まず、この資本剰余金についての取り崩しというのは、例外的な議案でございまして、ちょっと私も、勉強不足というところもございまして。

まず、今回、欠損金に補てんすることについて、議会の議決を求めるということで、欠損金に補てんする金額が6,661万1,400円ということになっておりますが、この金額にした目的、根拠、そういうものをお尋ねいたします。

なお、その次の説明資料の中で、その他の資本剰余金について——右側に記載がございまして、その6行目からでございまして、資本剰余金の取り崩しについて公営企業では、一般の企業のような原資の概念がないため、平常、資本剰余金に手を触れることは認められておりません。まあ、これはそうだろうと思っております。

そういうことでもございましてけれども、次の欠損金補てんの場合、欠損金を生じた場合については、利益剰余金をもってなお、補てんすることができない。このときは、議会の議決を得て、資本剰余金を取り崩すことができると、こうなっておりますけれども、今回、この6,600万円との関連をどういうふうに解釈をされているのか、その点をお尋ねいたします。

それから、最後にですが、固定資産につきましては、補助金等で取得する場合には、圧縮記帳というのが認められていると思っておりますが、地方公営企業法では、圧縮記帳の制度が見当たりません。そこで、圧縮記帳というのは、固定資産の簿価を、補助金の金額分だけその簿価を縮めるといって、そういったことによって、将来、発生する費用を、その分抑えるという、こう、効果があるわけですね。ということは、そういった不確定な、将来にわたる費用を少なくする会計手法というのは広く認められて、当然、それをやるようになるわけでもありますが、その圧縮記帳をなぜしないのか。その点をお尋ねをしたいと思います。お答えによっては、もう一回、質問させていただきます。

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

病院管理部長（山内 義夫君） 25番、小園議員にお答えをいたします。

主に3点、今の質問の中であったと思っております。

第1点目は、その剰余金を取り崩すときの、その必要性とか目的は、どういうことだろうか

ということが趣旨じゃなかったかと思っております。

これにつきましては、この説明資料等々でも若干触れてるところがございますけど、一言で申しますと、一応、補助金を取り崩すということにつきましては、小園議員さんも御存じだと思いますけど、私のところでは現在、多額の欠損金が病院としては生じております。その中でも、御存じだと思いますけど、欠損金をしたときは、どういう処理の仕方があるだろうかといいますと、第1番目には、繰り越しの利益で、その欠損金を埋めますよというのがございます。

第2番目では、利益の積立金があれば、そちらで埋めますよというのがございます。

第3番目では、繰越欠損金として、そのまま、現在は繰り越しております。そういう繰り越すというのがございます。

4番目といたしましては、任意の積立金があれば、それを取り崩すということができるといえるのがございます。

そして、5番目といたしまして、例外的に、今回、私の方で提案をいたしておりますこの資本剰余金で、議会の議決を受ければ、それを取り崩す——資本剰余金として、穴埋めがすることができるといような規定があります。こちらにつきましては、地方公営企業法の施行令第24条の3に規定が書かれているところでございます。

そういうことで、多額の欠損金が生じたということで、議会の方にお諮りをいたしまして、減額をいたしたいということで、規定を適用させていただき、今回提案したということでございます。

それと、2番目は、今回の手続の妥当性とか時期、必要性ということの御質問ではなかったかと思っております。こちらにつきましては、第一次的に、今回、議会の議決を受けて、19年度の決算に向け、損金の決算補てんをいたしたいということで、事前に先行いたしまして、私の方で提案をしてるところでございます。特に、今回の分につきましては、資料の2番目でございますが、昭和の44年から、ずっと合計で1億7,100万円程度がでございます。その中で、市民病院の方に建てかわりまして、前の公立病院のいろいろな施設、旧4町からもらっていたのを精査して、6,600万円という金額になっているということで御理解をお願いしたいと思っております。

3点目の御質問でございます。補助金等々については、圧縮記帳をするのが妥当ではないかという質問の趣旨ではなかったかと思っております。こちらにつきましては、おっしゃるとおりのところも一分ございます。ただ、今、小園議員さんがおっしゃいますように、国庫補助金とか県補助金、そして旧4町からもらったものにつきましては、そういうことができるということもありませんけど、原則といたしまして、公営企業では、全体でしてください、計上してくださいという書き方になっております。



すか。私はそこを問いたいわけですね。

そこで、次の第24条の3項には、欠損の処理として、先ほど、部長が言われるような処理の仕方が書いてあります。これは、議会の議決が要ります。資本剰余金の取り崩しの部分についてはですね。それは、どの資本剰余金は取り崩してはならないとかいうな規定ないですよ。全くこの説明資料はうそやないですか。そういうふうに、うそといたらいかんですけど、理解が足りないんじゃないかと。法令の理解をしてないんじゃないかということ指摘しよるわけですね。

ですから、私は、提案するとき議員が知らんぐらい思って、議会の議決を、その6,600万円だけ取り崩すことができるというような提案の仕方だから、そこに僕は問題があると思うんですよ。これは、撤去したときに、固定資産処分損が出たら、その分は資本剰余金取り崩して、議会の議決を経んでも処理ができとるんですよ、その都度。そのことを言わずにですね、こういうことをするから、私は、何をやっとるんだと。議会にはもっと真実をですね、説明するべきじゃないかということ質問しよるわけですね、今は。ちょっと声は、質問しよるような声じゃないかもしれませんが。もう少しですね、この会計制度等については、勉強してもらいたいという気持ちを持っとりますが、どうなんですか。ちょっと、そこんとこ、もう一回聞きます。

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

○病院管理部長（山内 義夫君） 今、公営企業法の24条そのことを言われておりますけど、議長さん、時間をいただければと思っております。私の方で、ちょっと資料を配付さしていただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） はい。ここで暫時休憩をいたします。

午前10時16分休憩

.....  
午前10時17分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

山内病院管理部長。

○病院管理部長（山内 義夫君） 今、お手元に資料を差し上げております。議会の議決を受けるところとか、先ほど小園議員の方から言われております。

私の方が、1点、舌足らずのところもあったと思っております。議案の説明で、議員のおっしゃるとおりだと、私は思っております。そのとこで説明をしたということで、理解をしてですね、申しわけなかったと思っております。

今、小園議員の言われますように、当初、公立病院が廃止になったとき、議会の議決を受けないでされるんじゃないかというところがポイントだったと思っております。

その点については、全く、小園議員さんのおっしゃるとおりでございます。今回の議案の説明

で申したと思っておりますけど、おくれたということで、こういう議会の議決で、私の方に事務の不備があったということは、今、小園議員の御指摘のとおりでございます。そういうことでおしくて、今回は議会の皆さん方について、そういうことで御提案をしてるということで、そのとおりということで反論をするわけでもございません。説明のところでは、そういうことで大変申しわけなかったということで、説明をさせていただいたと思っておりますので、今回、冒頭に申せばよかったんですけど、そのあたりは、言われるとおりでございます。

そして、その次のところは、今、お手元の資料ということで、次は、議会の議決が受けなければできない。そして、下の事例のところでも、こうこうですよということの、お手元に書いてあるような資料ということで御理解をお願いをいたします。大変申しわけございませんでした。そういうことで、私のところで、病院のところ、言いわけになりますけど、異動とか、事務長さんがちょうどのところとか、いろいろなところがあって、そういう手続のところ、抜けて、大変、議会の皆さん、そして市民の皆さんに御迷惑をかけたということは、ここでおわびを申し上げたいと思っております。失礼いたしました。

○議長（深見 忠生君） 25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） 回答の不足がございますので、その2項の、資本剰余金のうち欠損金に補てんに取り崩すことができない額と書いとるけども、これはそうなのかということが、答えがいただいております。

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

○病院管理部長（山内 義夫君） これにつきましては、お手元の資料のところ、2番目の金額をずっと積み上げてるのを、お手元の資料でおわびをいたしております。1億7,100万円でございます。その中で、今残ってる分がこうこうということで、あと6,600万円がこうなるということで、御理解をお願いをいたしたいと思っております。（発言する者あり）ちょっと、答えが違いますかね。

○議長（深見 忠生君） 2のところの文句の中で、欠損補てん金に取り崩すことができない額って書いてあるですね。それが、それについて、小園議員は質問しているのでしょ。（発言する者あり）

ちょっとお待ちください。もう一回、質問をお願いしましょうか。25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） 質問の趣旨がなかなか伝わらないようでございますが。

私はですね、資本剰余金を取り崩すことができない、欠損金を埋めるために、資本剰余金を取り崩すことができない金額というのはないというふうに思っとるわけですよ、ですね。よく法令を、皆さん、読解力がないなあというふうに、今、思いやるわけですがね。その資本剰余金を取り崩すことは、議会の議決を得れば、欠損金をてん補する場合にはいいわけでしょ。それは限度

はないんですよ。そのことを僕は言いよるんです。それないのにね、ここの説明資料では、欠損補てん金に取り崩すことができない額と書いてるでしょ。ないんでしょうが、これは。言いよることがわからんじゃないですか。だから、こんなええかげんな説明資料つけてね、議会に出して、そして6,600万円とかいう金額も、全くね、これは、根拠のない金額を出して、おかしいんじゃないかということ、僕は一生懸命言いよるわけです。

まあ、資本剰余金についてはですね、実は法令ございまして、毎事業年度に生じた資本剰余金については、その源泉別に内容を示す名称で、ちゃんとした科目に積み立てて、その資本剰余金はどういう原因で出て、どのときに取り崩されるんだということをきちんとしとかにやいかんのですね。そういうことがなされてないから、こういうことになる。

それと、取り崩すことについても、議会の議決を経んでも取り崩すことができる。それは、先ほど言うように、処分したときに欠損が出た場合ですよ。そういうこときちんと解釈をしてね、やってもらいたいというふうに思いますよ。そりゃ、今の病院管理部長がやった仕事じゃない、これは。あなたが就任する前の方がやられた仕事ではあるけれども、やっぱり我々もちゃんと指摘をしないとね、当たり前の仕事ができんというのは非常に腹立たしいんですよ。きちんとこう、本当のことを知って、そして処理をしていただきたい。

で、この件についてはですね、私は、この6,600万円という金額が明瞭でないので、現段階では6,600万円でなければならないという理由がわからないから、こういう提案については、問題があるんじゃないかというふうに思いますが、その点、確かめて、あとは、厚生委員会に、多分、付託されるようになるでしょうから、厚生委員会の委員の皆さんは、大いに研究を重ねていただいて、議論を積んでいただきたいというふうに希望しまして、質問を終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第93号についての質疑を終わります。

次に、議案第94号平成19年度老岐市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 4点ございます。

まず最初に、31ページの民生費、児童福祉費、保育所費、賃金、保育士雇い賃金854万4,000円の増となつておりますが、この増については、どういった内容で増になったのか。まあ、保育所の入所の子供がふえたためにふえたのか、その内容をお聞かせいただきたいと。

続きまして、39ページの農林水産業費、林業振興委託料、松くい虫特別伐倒駆除委託料、予算書の説明によりますと、250平米となっておりますけれども、この場所ですね。近年、やはり、

雨が少ないため、松くい虫の被害もかなり拡大してるようですので、その場所について、お聞かせをいただきたいと。

続きまして、41ページ。商工費、観光費、負担金、補助金及び交付金、島への修学旅行推進事業負担金の内容をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、47ページ。土木費、都市計画総務費、報酬及び工事請負費、勝本浦美しいまちづくり協定運営委員会委員報酬、街並み環境整備事業工事請負費についてお尋ねします。

今回、商工費からの組み替えということと、さきの異動によりまして、職員の増員ということになりましたけども、今後は、この勝本浦のまちづくり推進につきましては、商工課から建設部の方に異動し、各課の調整も含めて、そこがされるのか。そして、今回、そういった管轄が異動することによって、今後の事業が今と変わるのかどうか、今後の事業計画についてお尋ねをいたします。

以上、4点です。

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

○市民部長（山本 善勝君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

31ページの保育所賃金の増の御質問でございますが、入所児童につきましては、去年と比較して18名程度、増でございます。増の主なものといたしまして、産休4人、育児休代替雇いの1人の増でございます。

2点目は、ほぼ2名の退職、そして人事異動による職員1名減、さらに嘱託職員、人事異動による3名減が主なものでございます。

〔9番、田原 輝男議員 入場〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） お答えをいたします。

まず、林業振興費の委託料でございますけれども、場所は石田町妻ヶ島でございます。先ほど、250平米と言われましたけれども、これは250立米の間違いでございます。

それから、観光商工費、観光費の補助金でございますが、島への修学旅行推進事業負担金の内容でございますけれども、これは、長崎県内から小中学校の修学旅行が壱岐に入りましたときに、県、市で、その交通費等々の修学旅行の経費について助成をしようというものでございまして、これにつきましては、基準額がございまして、例えば小学校でしたら、壱岐に、どっからの学校からは幾らですと、基準額があります。それに対して、実際にかかる金額がありますが、その基準額を超した分の2分の1は県が助成をして、残りの4分の1を小学校の発地の市町村、そして残りの4分の1を着の壱岐市で助成をするというようなことになっておる事業でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 御質問にお答えをいたします。

47ページの件でございますが、勝本浦地区美しいまちづくり基本計画という制定がございまして、勝本浦街並み環境整備事業を平成19年度よりハード的な事業を行うということで、今回、どうしても建物の関係がございまして、建築班が建設管理課にあるものですから、建設部の建設管理課に機構改革により移行したものであります。

今後は、うちの建設管理課が、総合窓口と申しまして、すべてをうちでやるように引き継ぎを行っております。

まず、初年度といたしまして、小公園緑地整備ということで、全体4カ所やろうということになっておりますが、そのうちの1カ所の予算を、今回、組み替えで計上をさしていただいております。

なお、今後の計画といたしましては、道路の美装化ということで4本、生活環境施設整備で1カ所、外灯の整備で31カ所、案内板の設置で7カ所、修景施設整備で90件ということで、平成28年度まで10年間にわたりましてやるようになっておりまして、商工観光課からの事業計画の変更はないというふうに思っております、これでいくように計画をいたしております。

一応、総事業費が約6億円でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 13番、鶴瀬議員。

○議員（13番 鶴瀬 和博君） まず、1点目の保育士雇い賃金につきましては、産休が主で、人事異動による増のためということで理解をいたしました。

次の、松くい虫につきましては、今回、伐倒駆除というふうになっておりますが、植林はするのかどうか、その点もう1点。

そして、次の、島への修学旅行については、現在までの実績と今後の実績見込みがどれぐらいなのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

そして、まちづくりの方なんです、こちらは、総合窓口を建設部の建築管理班でされるということですが、街並み条例等の条例制定等についても、建築管理班の方で総合窓口として理解していいのか、その点、以上3点、お答えいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） 松くい虫でございますけれども、一応、その後につきましては、現在、まだ、確たるものを持ちませんけれども、白砂青松という中では、やはり植林はしていかなければいけないというふうには考えております。

そういった中で、松くい虫に強い松の樹種等々も今、研究されておりますので、そういった中

で進めてまいりたいというふうには考えております。

それから、島への修学旅行でございますけれども、特にこういった補助金がございます、県内からの修学旅行が増加をいたしております。一応、今後の見込みが3校ございまして、当初予算に20万円計上いたしておりましたけれども、トータルいたしまして65万円ぐらいの金額になるものですから、今回、不足を予想されますので、45万円ほどの予算をお願いをいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 最後の質問にお答えをいたしますが、今後の協定の運営委員会とか条例等は、職員が建設管理課に配属になっておりますので、建設管理課の管理班と建築班で行うようになっております。今から、最終的な条例等はつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

一般会計補正予算についての質疑をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく。

（「今、答弁いただいたことじゃなくてですか」と呼ぶ者あり）大体は、補正予算についての質疑ですから。鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ああ、金額だけということですね。わかりました。じゃあ、御答弁いただいたんで――金額についてってことは、質疑で終われということですね。終わりますんで、一言だけ言わせてください。

松くい虫についてはですね、やはり切るのは簡単ですけども、育つまで時間かかるんで、その辺についても、今後、ぜひ力を入れていただきたいということと、修学旅行については、県外だけでなく、やっぱこういった形で県内に知っていただくことが、リピーターにもつながると思いますんで、ぜひ全力を挙げてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第94号についての質疑を終わります。

次に、議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第95号についての質疑を終わります。

す。

次に、議案第96号平成19年度老崎市老人保健特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第96号についての質疑を終わります。

次に、議案第97号平成19年度老崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第97号についての質疑を終わります。

次に、議案第98号平成19年度老崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） お尋ねをいたします。

8ページの8款の市債、そして10款の歳出の方の公債費。議案説明では、多分、自治体健全化法に基づいて、利率が7%以上の分を借りかえて繰り上げ償還するという説明であったかと思いますが、今回、繰り上げ償還する利息と、そして、また、今回借り上げられる利息が何%なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、今度、借りかえされる借入先の金融機関、どっから借り入れられるのか。そしてまた、この借りかえによって、どの程度の財政的な軽減になるのか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 中村議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、議会初日の議案説明で、自治体財政健全化法が成立と申し上げて、こういった法改正によりまして、地方財政法附則第33条というようなものがありまして、公的資金の補償金の免除繰り上げ償還等の実施要綱ということで、今回に至っております。

今回、借りかえをいたしたく思っているのは、現在、借りている利率は7.1%から7.5%でございます。繰り上げをせずに通常償還をいたしますと、5,204万円ほどの利子が償還金になります。で、今回の借りかえの利率は、現行利率の、これ、約でございますが2%というふう聞いております。

なお、それから、繰り上げ償還する分は、旧資金運用部資金でございます。今回の借りかえの先は、政府の資金以外の借り入れということで、銀行などからの借り入れというふうになる予

定でございます。

それから、借りかえてどれだけの差額が出るかということでございますが、今回の借りかえは、現在借りている最終償還期限が、平成26年度までの期間内で借りかえとなります。で、先ほど申し上げましたように、利率を2%として、元利均等半年の年賦払いで6年償還のうち1年据え置きで、償還を平成25年の場合、利子の合計が1,852万円程度になります。

ですから、繰り上げ償還をした場合、利子計算をいたしますと、4,248万円が償還をしなければならないということで、今回、借りかえをいたしますと、2,396万円ほどの軽減があるというふうで、財政当局と協議をいたしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 12番、中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） かなりの効果があるということで、そういった方法をほかの方でも、ぜひとっていただきたいと思います。

それから、今度、借る場合は、一般の金融機関ということですが、当然、それぞれ縁故債ですから、金融機関から幾らで貸すかという利率の照会をされて、その低い方からお借りになるということで理解していいですかね。（発言する者あり）はい、終わります。

○議長（深見 忠生君） 次に、13番、鶴瀬和博議員。

○議員（13番 鶴瀬 和博君） 一応、関連ということで御質問いたします。

今回、新聞報道等によりますと、水不足によりまして、佐世保市は、依然と厳しい状況で、県内においても対策本部をつくられております。本来ならば、今回のこういった状況を受けて、市長の施政方針の中で、そういった関連のお話があるかと思いましたが、ございませんでしたので、関連をして御質問をいたします。

現在の壱岐市も、やはり水不足だとは思いますが、現状どういった状況なのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたします。

今、議員さんが言われましたように、本年10月から降雨がございまして、11月までの過去10年間の平均値で、大体104ミリ不足をしている状況でございます。先日、降ったのが、平均で2ミリ程度しか降っておりません。で、今、水道水源に利用しているダム等がございまして、12月10日現在で、総トン数が45万8,000トンに對しまして、現在、貯水しているのが35万5,000トンでございます。今、貯水率といたしまして77.5%でございます。

特に、永田ダムの貯水量が5万9,000トンで、貯水率が63.7%というふうで、今、なっております。現時点では、給水制限までは及んでないという状況でございますが、このまま降

りませんと、大体、約3カ月で、このダムの量がなくなるというふうになります。今後の雨量の状況にもよるわけですが、このままでしたら、3月から農作業の時期に入りまして、永田ダムとか勝本ダムの下流流域は、農業用水として取得をしております、このままだと厳しい状況になりますが、今後の雨量によっては、対策を早急に講じる必要があると思っております。

なお、長崎県では、12月3日より渇水対策本部が設置されておまして、本市といたしましても、渇水対策本部は、まだ、設置をいたしておりませんが、節水の呼びかけといたしまして、12月3日から防災無線等で節水の広報をしております、御協力をお願いしているところでございます。

今後の雨量によっては、我々も早急に対策を講じなければならないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第98号についての質疑を終わります。

次に、議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねをいたします。

11ページの1款の下水道事業費の中の1目の一般管理費、8節の報償費20万円。議案説明で、受益者負担金、納期前の報償金という説明でありました。当然、当初予算のときに十分御説明あったかと思いますが、いま一度、御説明いただければと思っております。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件につきまして、お答えをいたします。

この負担金は、壱岐市公共下水道事業受益者負担金に関する条例にありまして、1戸当たり15万円の徴収となっております。

なお、この15万円は、原則として、3年分割で均等徴収というふうにいたしておりますが、一括納入された場合に1万円の前納報償金を交付するというところでございまして、当初、20戸が完納、20戸が分納という予算を計上いたしておりましたが、すべて前納で納めていただくということで、20戸分の1万円ということで20万円の追加補正を計上をさしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第99号についての質疑を終わります。

次に、議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第100号についての質疑を終わります。

次に、議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第101号についての質疑を終わります。

次に、議案第102号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第102号についての質疑を終わります。

次に、議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第103号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねをいたします。

歳入全般についてであります。ちょっと見てみますと、調定額よりも予算額が過大見積もりされたのが30件程度、額にして7,000万円程度に達しております。当然、その分は歳入欠陥になると思いますが、当初予算では、当然、その後のいろんな補助金の確定等で、事業内容も当然減るのは当然のことではありますが、基本的に、やはり歳入については、少なくともかたく見積もり、やはり歳入欠陥がないようにするのが予算編成の原則ではないかと思います。

そして、最終的には、3月ぐらいにならないと、起債あたりも確定しませんし、そういったの

を受けて、3月31日付で、最終的な専決処分で最後の補正予算が計上されると思います。

そういったことで、もちろん財政当局の責任ではありませんが、やはり、その最後の専決処分  
のときに、歳入欠陥にならないようにすべきじゃないかと思います。

そういったことで、今後、新年度の予算編成等については、十分配慮すべきだと思います。も  
し、何か答弁があればお願いをいたします。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 御指摘のとおり、現計予算に対しまして、調定額が少ない項目がご  
ざいます。私どもも、十分、今後、注意をいたしまして、また、担当課と協議をし、過大計上が  
発生しないように、今後、注意をいたします。大変失礼いたしました。

○議長（深見 忠生君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第3号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての  
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行  
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑  
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑  
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第7号についての質疑を終わります。  
次に、認定第8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第8号についての質疑を終わります。  
次に、認定第9号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第9号についての質疑を終わります。  
次に、認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第10号についての質疑を終わります。

次に、認定第11号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第11号についての質疑を終わります。

次に、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第12号についての質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、定数案件の委員会付託を行います。

議案第88号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、議案第93号壱岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについてまで、議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、平成19年度壱岐市民病院事業会計補正予算（第1号）まで、及び認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号平成18年度壱

岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、町田光浩議員、坂本拓史議員、倉元強弘議員、小金丸益明議員、中村出征雄議員、市山繁議員、深見義輝議員、馬場忠裕議員、牧永護議員、小園寛昭議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第3項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。なお、委員会の場所は第一会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時22分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。予算特別委員会委員長に12番、中村出征雄議員、副委員長に4番、深見義輝議員に決定しましたので御報告をいたします。

お諮りします。認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号については、10人の委

員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、音嶋正吾議員、田原輝男議員、鵜瀬和博議員、今西菊乃議員、市山和幸議員、近藤団一議員、豊坂敏文議員、坂口健好志議員、赤木英機議員、小園寛昭議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、決算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、委員会の場所は第一会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時25分休憩

.....  
午前11時31分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。決算特別委員会委員長に10番、豊坂敏文議員、副委員長に8番、市山和幸議員に決定いたしましたので御報告いたします。

---

#### 日程第27. 陳情第5号～日程第29. 要請第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第27、陳情第5号原爆症認定証制度改善のための陳情についてから、日程第29、要請第2号地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請についてまでを議題とします。

要請第2号地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請については、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

次に、陳情等の委員会付託を行います。

陳情第5号原爆症認定証制度改善のための陳情についてから、要請第2号地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請についてまで、3件については、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

次に、本日提出されました追加議案2件について審議を行います。

---

### 日程第30. 報告第9号

○議長（深見 忠生君） 日程第30、報告第9号平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 提案理由につきましては、各担当部課長にさせますので、よろしく願いをいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 報告第9号について御説明をいたします。

平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について。平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。本日の提出でございます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

壱岐クリーンエネルギー株式会社事業経過報告書でございます。

平成18年の11月22日に、定期株主総会を開催されております。以後、平成19年1月及び7月に、定期点検を実施されております。また、年度の前半につきましては、油圧ユニット、後半は、ローター・バッテリー等の異常が発生するなど、稼働率は64.6%となっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度の発電事業の実績表でございます。発電実績が、運転目標の70%で終わった原因といたしましては、12月、1月、いわゆる冬から春にかけてまして風が弱かったことが挙げられます。

また、夏場の7、8月につきましては、風の吹かなかった日が20日ほどあったということが考えられています。

また、九電との申し合わせによりまして、停止をしなければできない日にちが20日程度あったことも減少した原因ではなかろうかと考えられております。

6ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございますが、流動資産で893万7,981円、固定資産で9,681万5,413円、繰り延べ資産といたしまして1,792万6,529円、資産の部の合計で1億2,367万9,923円となっております。

負債の部でございますが、流動負債で1,317万6,776円、固定負債で1億17万

8,000円、負債の部の合計で1億1,335万4,776円となっております。

純資産の部、株主資本が1,032万5,147円、純資産合計も同額でございます。負債及び純資産の合計といたしまして、1億2,367万9,923円ということになっております。

7ページをお開きいただきたいと思っております。損益計算書でございますが、売上高といたしまして2,687万3,426円。それから、売り上げ原価が1,936万5,225円。売り上げの総利益といたしまして750万8,201円となっております。販売費及び一般管理費でございますが、500万7,158円、営業利益といたしまして250万1,043円でございます。営業外収益といたしまして62万347円、営業外費用といたしまして283万3,715円、経常利益28万7,675円となります。

それから、特別利益といたしまして、前年の台風被災によりますもの及び機械の保険に伴う保険金が614万3,948円入っております。当期純利益といたしまして48万223円となります。

8ページには、製造原価報告書がございますけれども、これにつきましては、御一読いただきたいと思っております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。株主資本等変動計算書でございます。前期末残高といたしまして、資本金1,000万円、繰越利益剰余金マイナスの15万5,076円、株主資本984万4,924円、純資産の部も同額でございます。

当期純損益金でございますが48万223円となっております。当期末の残高でございますけれども、資本金1,000万円、当期の利益剰余金でございますが、32万5,147円、株主資本1,032万5,147円、純資産の部も同額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明を終わります。

これより、報告第9号平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第9号についての質疑を終わります。

以上で、報告第9号平成18年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを終わります。

---

### 日程第31. 議案第104号

○議長（深見 忠生君） 次に、議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） この件につきましても、提案理由を担当部長にさせますので、よろしく  
お願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第104号について御説明を申し上げます。

芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第  
96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でござい  
ます。

1、契約の目的、芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約後の契約金額、6億7,580万1,000円。現契約金額額が6億5,299万  
5,000円。

4、契約の相手方、福岡市博多区博多駅前4丁目1番1号、不動テトラ・なかはら特定建設工  
事共同企業体、代表者株式会社不動テトラ九州支店執行役員支店長大森茂。

提案理由といたしましては、芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事に係る鋼矢板引き抜き後  
の埋め戻し工について、砂充てん工法からセメント圧入工法への工法変更に伴い、契約金を変更  
する必要があるので提案いたしております。

続きまして、次ページをお開きをいただきたいと思っております。

契約の内容でございまして、埋め戻し工法で鋼矢板の引き抜き部分の件でございまして、変更  
前が砂充てんで144立米を装入するようにはいたしておりましたが、どうしてもできないという  
ことで、変更後、セメント圧入で144立米に変更するものでございます。

これは、当初設計では、掘削部分の周りに、鋼矢板を打ち込みまして、地盤安定を図り、管理  
棟及び処理槽の建築を行い、施工完了後、矢板を引き抜き、埋め戻しは砂充てんを行う方法で設  
計をしておりましたが、矢板の引き抜きにおきまして、矢板に土砂が付着をいたしまして、鋼矢  
板後に空壁ができ、設計どおり砂の充てんができないために、空壁部分の閉塞により充てんでき  
ませんでしたので、構造物に影響を与えることが予想されましたので、今回埋め戻し工法の対策  
を行い、工法変更するものであります。

続きまして、次ページをお開きをいただきたいと思っておりますが、平面図をかいております。管理  
棟の周りに赤で点点を打つてるところが鋼矢板を打ったところでございます。これが、管理棟で

鋼矢板が91.2メートル打っております。

それから、やや左下になりますが、処理槽でございますが、鋼矢板を127.2メートル設置をして、この引き抜きの際に、どうしてもこういった工法変更をしなければならないということで、ここに書いております。

最後のページでございますが、管理棟及び処理槽の断面をここに添付をいたしておりますが、まず、管理棟では、右、左に鋼矢板を7メートルから8メートル物を付設をいたしております。それから、処理槽につきましては、11メートル物を付設いたしておりますが、この引き抜きによりまして、先ほど、変更理由で申し上げましたように、空壁ができるので、構造物の安定を図るために工法変更に伴い、このような増額を生じた次第であります。

何とぞ御審議賜りますように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明を終わります。

これより、議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 以前にも、ちょっとこの件で質問をしたことあるんですが、提案理由の中に、砂充てん工法、セメント圧入とありますけども、砂充てんの場合には、軟弱な部分の水分等を吸収しながら、ある程度、平均するんですよ、圧力がですね。

しかし、セメント圧入の場合は、まあ、早い話が押せば押すだけですね、どこかやわらかい地面の方に浮き上がってくるわけです。そのやわらかい部分が。だから、余り効果がないような気がするわけですが、それと、埋め戻しの量です。同じ量ですよ。これ、144立方。何か後々ですね、セメント使った部分と軟弱な部分の関係で建物に傾きが出てくるとか、例えば設備にいろんな障害が出てくるとか、そういうふうなことが懸念をされるわけですが、その辺についての心配はないのでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたします。

これは、矢板を引き抜いた部分に充てんするものでありまして、今回は、こういった事態が起きましたので、県とも協議をいたしまして、この工法を用いたわけでございますが、こういった工法も、3つの工法を検討したところでございまして、このままにしておきますと、計算上9センチ2ミリの沈下が出るだろうという想像で工法を検討した結果でございます。

で、近藤議員さん言われますように、大丈夫かということでございますが、これは過去にやった実績があったところもございまして、こういった軟弱地盤には、この工法でということで、今回は、矢板3枚目、ですから、一応1メートル20ずつに直径が3センチくらいのパイプを打ち

込みまして、それに注入をして、注入が終わったら引き抜くということで、効果促進のセメントミルクを注入するというので、過去の実績では、これで十分足りたということで、この工法を用いて施工をするようにいたしております。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 今の部長の答弁であれば、結果的には、その矢板打ったところだけ、要するに地盤がやわらかいというような説明になるんじゃないですか。軟弱地盤があるから矢板して、そして施工するわけでしょうが。だからですね、ある程度全体的に軟弱ですから、そのところだけ矢板を打って工事をするわけですから、そういう答弁はおかしいんじゃないですか。それとですね、過去にもですね、こういう事例があるならですよ、最初からそういう施工方法で入札時にすればいいじゃないですか。わざわざ変更とかしなくて、その辺はいかがですか。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件でございますが、地盤の圧密工法ということで、養生をとってやっていたわけですが、ここで、検討の結果でございますが、要するに、粘性度のN値と申しまして、強度でございますが、1から3というものが矢板にはくっつかないだろうということで、当初、切れゆく、抜けるということで、そこに砂を入れるというふうにしておりまして、どうしても上に盛り土をして、上ほど乾くもんですから、上の部分のところには達しますと矢板に泥がついた分がそこでたまってしまうということで。上は、粘性度が上に上がるわけですが、下が空壁ができるということで、こういった変更を生じたものであります。

そして、周りが軟弱地盤だからということでありますが、構造物をする関係上、矢板を打って自立をさしとかんと、構造物の設置のときに構造物に影響が出るということで、矢板を設置して構造物が完成後、抜くという工法でやっていたものでありまして、最初から想定はしてなかったということでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか、14番、中田恭一議員。

○議員（14番 中田 恭一君） 1点だけちょっと心配なんですけども、先ほど言われたように、矢板に粘着土がついてきて空洞ができるという話ですけども、それは仕方ないんですけども、空洞が余分にできるわけですから、設計どおりの砂と同じ立米数や足らんとやないですか。普通、矢板についてこんで、そのまま上がれば144立米の砂で足るわけでしょうから、それがついてきて、空洞ができてどうもされんから、そこにセメント、空洞が大きくなればセメント注入するわけでしょ。それで、量が一緒であるとなったらセメントを注入する意味ないと思います。その辺どうでしょうかね。ついて上がってくるからセメントの注入するわけでしょうから。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 理論上は、最初、砂充てんで144立米を充てんするという工法でやっていたわけですが、まあ、先ほども答弁いたしましたように、今回は、3枚目に1カ所、1メートル20ずつの間隔で入れてですね、圧入するもんですから、空壁のあるところに入るといような計算ですね、一応、144立米、おなじ量を計上したといようなことでございます。

実際は、圧入ですから、もう少しは本当は入ると思います。（発言する者あり）まあ、それで一応、砂を144立米入れるというふうにしておったもんですから、設計ではセメント圧入を同量をやったといことでございます。

○議長（深見 忠生君） 中田議員。

○議員（14番 中田 恭一君） ということは、入れてみにゃわからんと、量もですね。そりゃもちろん、地中の中のことですから、潜って見られないでしょうけども、また後で変更とかするのであれば、ある程度余裕を持った変更をやったがよくないかなあと思うんですけども。単純に、僕たち素人が見てですよ、144立米の砂を入れるのに穴がほげてやれんからセメンに変えましたといことは、今の説明聞いとったら、必ず砂よりも量が要るはずでもんね。その辺は計画的にやってもらわんと、またこの次、済みません、やりましたけどセメントがたくさん要りましたので、セメントの分を追加で補正という形が出てくるわけですかね。一応、この計算でしてあるとでしようけども、この後、また足らなかつたから済みません、追加お願いしますという形が出てくるわけですかね。その辺だけ。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） この件につきましては、変更は出てこないと思っております。ですから、一応、経験したところの業者の下請にお願いをいたしまして、こういった注入方法でやりたいといことでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） ほかに。市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 私も中田議員と一緒にですね、立米数がおかしいなあと感じていました。

これ、圧入ですからね、やわいところは出る、型枠入れん限りはですね、どんどんどんわきに行くわけですよ、ね。そういうことがあるから、立米数はおかしいなあと感じていました。

それからですね、引き抜く方法で泥がつくとおっしゃってますけど、それはすべて研究はしてあるでしようけれどもですね、今ですね、高圧ホースでどんどんどん水圧でですね、それを浮かせながら抜く方法もあるわけですからですね。

しかしながら、空洞ができるから砂では危ないから、コンクリを強度のために入れるといことだろうと思っておりますからですね、その点は、ある程度は理解できますが、先ほど部長が言わ

れた、これをやらんと建物が9.2センチ沈下するおそれがあると。これは、私は、納得いかんところですね。これは、建物をやるときは、ボーリング調査をして、そして、ここは軟弱であるならばここにあるように杭をですね、バイルを、いわゆる5メートル打つか11メートル打つかということで判断してこれ打ってあるわけですから、建物が5センチ9センチとか3センチとか狂うということはですね、これはもう、大変なことですよ。その点は、どう思っておるのか、今、思いつきで言われたのかどうか。で、そこんところはっきりせんとですね、これは、そうですよ。くい抜いたからコンクリ入れなければ建物が9センチ下がるというような、これは大変なことですから、その点はですね、よく私に理解できるうように、私も少しはこうしたことに関知しておりますのでね、御答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） この計算でございますが、「土木施工なんでも相談室」の本、2004年度版でございますが、土木学会でこういった沈下量の計算をするものがございまして、この計算によりまして沈下量が9.2ミリですから、先ほど言いました9センチ2ミリの沈下が予想されるということになっておりまして、これは、私が独断で計算したわけじゃございませんが、そういった計算でやっております。

それと、矢板を打ちまして、要するに、45度の角度で反力が出るわけですね。下がやわらかいと、要するに、周り45度の角度である、外側も45度行くもんですから、外に構造物が開くような計算になるわけですね。

ですから、こういったことで、特に、セメント圧入をやっとなないと危ないと、いうことで、このようになっております。よろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 大体、その調査の結果でしょうけれどもですね、まず調査をして設計をしておるんですから、少し沈下するのは、離島センターも大分沈んでおりますから、そりゃ考えられんこともないですけども、これをやらないと沈下するというのがおかしいからですね、今、説明で大体わかりましたけれども、そういうことのないようにですね、ひとつ施工してください。

○議長（深見 忠生君） 24番、赤木議員。

○議員（24番 赤木 英機君） まあ、うちの所管で、部長にも質問しにくいわけですが、一つ。実はですね、当初は、この前の契約のときに、私、その場では申し上げませんでした。契約金、入札価格から何からして、これはおかしくないかと個人で申し上げましたら、初めての工法でございまして、なかなか業者の請け手がないんですよ。そしてですね、長時間かけてそれだけ基盤もしておりますし、という答弁だったと思います。そうございました。

そしてですね、どうも近ごろ、変更変更というのが多いんですが、昔のこういう工事は請けかぶるといって、その工事をとってですね、それができんかったらつぶれる会社も多かったんですよ、昭和30年代はですね。

しかし、今こういう、いろいろ変わりました、契約変更できるようになりましたけど、本来、そうなりますとですね、安易にそういう変更をして、そしてまた金が足りませんよと。まして、この契約はですね、執行残でもたくさん残っておればいいんですけど、ぎりぎりの入札をしておいて、そしてまた金が足りませんよと。まあ、もちろん、それでやれないということはわかりますけど。そして部長の答弁では、県と合議しましたと。

本来ですね、県のすること、私はあんまり県は信用しとらんとですけど、県にだまされちゃあいかんですよ、今後何かにつけても。やはり、独立した自治ですからね、自分たちでやっていかないと、金は幾らあっても、湯水のようにこんなに使ってもらってはですね、非常に困りますし、それでやれないならいたし方がないといたしましても、本来、そういう工法でやってこうこうとすることで、あれだけの契約をされておるわけですから、今、私がここで言うて、それ撤回しますということ、これできないでしょうけど、今後の契約については、十分ですね、そういうことを検討されて、慎重にやっていただかないと、この厳しい財政状況の中で、小さい金は皆さん削って何%カットされておりますけど、補助金だの何だの、こういう大きい金が一番ですね、今後いろんな大きいまた事業も企っておられますけど、私は非常に危惧をいたしておりますので、今後ひとつ、その点を十分認識されて執行していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（深見 忠生君） 赤木議員からの御要望でございますので、十分受けとめて事業に取り組んでいただきたいと思います。

ほかにありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで議案第104号についての質疑を終わります。

以上で、追加議案に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第104号芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更については、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

---

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会をいたします。大変、皆様お疲れでございました。

午後0時03分散会